

「道路及び河川等維持管理統合業務委託」受託者の特定について（公募型プロポーザル方式）

令和7(2025)年8月25日
栃木県宇都宮土木事務所

道路及び河川等維持管理統合業務委託1件における受託者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により、下記のとおり実施しました。

1 特定された受託者

宇都宮建設事業協同組合

2 受託者の選定及び特定の方法について

受託者の選定及び特定にあたっては、参加表明書の評価（第1次審査）及び業務提案書の評価（第2次審査）により、「道路及び河川等維持管理統合業務委託に係る受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審議、決定し、栃木県宇都宮土木事務所指名選考委員会（以下「選考委員会」という。）の承認を受けました。

評価項目・判断基準及び評価のウェイトについては、別表「業務提案書評価表」のとおりです。

選定委員会名簿

	所属・役職等
委員長	栃木県宇都宮土木事務所次長兼企画調査部長
副委員長	栃木県宇都宮土木事務所保全部長
委員	栃木県宇都宮土木事務所整備部長
委員	栃木県宇都宮土木事務所企画調査部長補佐（総括）兼企画調査課長
委員	栃木県道路保全課長補佐（総括）

3 経過

(1) 公告・説明書配布

令和7(2025)年6月13日からプロポーザル手続開始の公告及び説明書の配布を行いました。

(2) 参加表明書の提出者について

参加表明書の提出があったのは次のとおりです。

- ・宇都宮建設事業協同組合

(3) 業務提案書の提出者の選定について

令和7(2025)年6月27日の選定委員会において、業務提案書の提出者を選定しました。入札参加要件の全てを満たしていることを選定基準とし、令和7(2025)年7月2日に業務提案書の提出者に選定した旨通知しました。

(4) 業務提案書の提出について

令和7(2025)年7月14日に選定者から業務提案書が提出されました。

(5) 業務提案書の評価・特定について

令和(2025)年7月17日の選定委員会において、業務提案書の提出者に対してヒアリングを行い、宇都宮建設事業協同組合を特定しました。なお、業務提案書の評価内容については、別表「業務提案書評価表」のとおりです。

また、令和7(2025)年7月24日に特定した旨通知しました。

なお、特定理由については、業務提案書における課題に対する的確性や実現性が高いと判断されたためです。

4 業務委託契約の締結について

令和7(2025)年8月8日に宇都宮建設事業協同組合から見積書が提出され、同日付けで契約の相手方として決定し、令和7(2025)年8月25日に契約金額206,635,000円で契約を締結しました。

業務提案書評価表

評価基準		評価区分	配分のウエイト		評点
配置予定技術者の業務経歴	過去15年間の道路維持管理業務、河川砂防施設維持管理業務又は統合業務の実績	・経験あり	20	20	20
		・経験なし	0		
事業者の業務経歴	過去15年間の道路維持管理業務、河川砂防施設維持管理業務又は統合業務の受注実績	・宇都宮土木事務所管内における道路維持管理業務、河川砂防施設維持管理業務又は統合業務の受注実績が合わせて2件以上	20	20	20
		・栃木県内における道路維持管理業務、河川砂防施設維持管理業務又は統合業務の受注実績が合わせて2件以上	10		
		・上記以外	0		
業務の実施方針及び手法(特定テーマに対する提案)	「テーマⅠ」 異常気象時対応における初動体制の確立に関する提案	・初動体制確立の必要性に関する理解度	5	20	13.6
		・指揮、連絡系統の的確性及び妥当性	5		
		・災害時における初動体制確立の実現性及び妥当性	10		
	「テーマⅡ」 道路及び河川砂防施設維持管理業務における危険ポイントや留意点及び作業員の適正配置に関する提案	・地域特性に関する内容の的確性及び妥当性	5	20	11.8
		・作業員(作業班・道路パトロール班)に関する管理の的確性及び妥当性	5		
		・業務における創意工夫についての的確性、実現性及び妥当性	10		
「テーマⅢ」 本業務における地域特性に対する維持管理上の留意点及び作業上の安全・事故防止対策に関する提案	・地域特性に関する理解度及び留意点の的確性及び妥当性	5	20	14.6	
	・作業内容に関する理解度及び安全管理・事故防止対策の的確性、実現性及び妥当性	5			
	・業務における創意工夫についての的確性、実現性及び妥当性	10			
合計			100		80.0